

網走市教育旅行誘致促進事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、網走市(以下、「市」という。)への新規の教育旅行誘致を図るため、網走市内(以下、「市内」という。)で教育旅行を取り扱う旅行会社に対する、助成金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)教育旅行

文部科学省学習指導要領に定める学校行事で、宿泊を伴う旅行をいう。

(2)学校

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校(うち高等課程)、各種学校(うち小学校、中学校、高等学校に相当する課程。外国人学校を含む。)、高等専門学校(うち1～3学年)をいう。

(3)旅行会社

旅行業法(昭和27 年法律第 239 号)第3条の規定により旅行業の登録を受けた者をいう。

(4)貸切バス

道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条第1項の規定により一般旅客自動車運送事業の許可を受けた者が運送するバスをいう。

(5)宿泊施設

旅館業法(昭和 23 年法律第 138 号)第3条第1項の規定により旅館業(下宿営業を除く。)の許可を受けた者が営む、同法第2条第2項から第3項の規定による「旅館・ホテル営業」及び「簡易宿所営業」に係る施設をいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者は、第4条に規定する助成要件を全て満たす北海道外に所在する学校の教育旅行を取り扱う旅行会社(営業所、支店等を含む。)とする。

(助成要件)

第4条 この助成金は、次に掲げる各号の要件を全て満たす場合に、予算の範囲内で交付するものとする。

(1) 当該年度内に行われ、貸切バスを利用する教育旅行であること。

(2) 市内の宿泊施設に1泊以上宿泊し、市内の観光施設または体験学習を1回以上利用すること。

(3) 初回の助成金交付の対象は、市内で宿泊を伴う教育旅行を過去3年間実施していない学校であること。2回目以降はこの限りではない。

(4) その他助成が適当でないと市から本事業を委託された団体事務局(以下、「事務局」という。)が認める者ではないこと。

(助成経費及び助成額)

第5条 助成金の交付の対象となる経費及び交付額は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 助成金の交付の対象となる経費は、貸切バス借上げに要する経費(有料道路利用料金、駐車場代、昼食・宿泊等の乗務員経費は除く。)とする。

(2) 交付額は、貸切バス1台あたり 30,000 円とし、1学校あたりの限度額を120,000円とする。

(3) 貸切バス借上げに要する経費が 30,000 円(消費税額分含む。)に満たない場合は、実際に要した額を交付額とする。

(4) 他の補助制度等との併用可能であるが、当該教育旅行に係る貸切バス料金の総額から他の補助制度等により交付される補助金額を差し引いた額を超えない範囲で交付する。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付申請をしようとする者(以下、「申請者」という。)は、次に掲げる書類を旅行出発日か

ら起算して10日前までに事務局へ提出しなければならない。

- (1) 教育旅行誘致促進事業助成金交付申請書(第1号様式)
 - (2) 旅行行程表
 - (3) 貸切バス料金見積書の写し(バス会社または旅行会社発行)
- 2 申請書の受付開始は、教育旅行を実施する当該年度の4月第3週月曜日からとする。
- 3 申請書の受付は、教育旅行の実施日を問わず申請書の到着順とする。予算に達した段階で受付を終了するものとし、市及び市観光公式サイトにより周知する。

(助成金の交付決定及び通知)

第7条 事務局は、前条の規定により提出された申請書及び関係書類の提出を受けた後、その内容を審査し、助成金を交付することが適当と認められるときは、交付額を決定し、教育旅行誘致促進事業助成金交付決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

(事業の変更等)

- 第8条 申請者は、助成事業の内容を変更する場合又は申請を取り下げの場合は、速やかに教育旅行誘致促進事業助成金変更(中止)承認申請書(第3号様式)を事務局に提出し、承認を受けなければならない。ただし、行程の一部変更等、軽微な変更についてはこの限りではない。
- 2 関係書類の提出を受けた後、その内容を審査し、適当と認められるときは、教育旅行誘致促進事業助成金変更決定通知書(第4号様式)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

- 第9条 申請者は、旅行終了日から起算して60日を経過する日、または交付決定のあった日の属する年度の3月15日のいずれか早い期日に、次に掲げる書類を事務局に提出しなければならない。
- (1) 教育旅行誘致促進事業助成金実績報告書(第5号様式)
 - (2) 最終旅行行程表
 - (3) 宿泊施設、貸切バス事業者、観光施設または体験活動事業者への支払額を証明する書類
 - (4) 本助成金以外に補助(交通費)を受けた場合は、補助額が記された実績報告書等の写し
 - (5) その他事務局が必要と認める書類

(交付額の確定通知)

第10条 事務局は、前条に定める書類の提出を受けた後、その内容を審査し、助成金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付額を確定し、助成交付対象者に教育旅行誘致促進事業助成金交付確定通知書(第6号様式)により通知するものとする。

(助成金の交付方法)

- 第11条 この助成金は、精算払により交付する。
- 2 前条の規定による通知を受けた者は、この助成金の交付を請求するときは、教育旅行誘致促進事業助成金交付請求書(第7号様式)を事務局に提出しなければならない。

(助成金の支払方法)

第12条 事務局は、前条の請求書受理後、請求者の指定する金融機関の口座へ30日以内に助成金を振り込むものとする。

(助成金交付決定の取消し、返還)

- 第13条 助成金交付対象者が、次の各号のいずれかに該当する場合、事務局は、助成金の交付を中止し、または既に交付した助成金の一部若しくは全部の返還を命ずることができる。
- (1) 助成金交付対象者または交付の対象となる教育旅行が、本要綱の規定に適合しないとき。
 - (2) 虚偽又は不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
 - (3) 交付の決定後生じた事情の変更等により、交付の対象となる教育旅行の全部または一部を継続する見込みがなくなったとき。

(4) 当該交付対象事業が事業実施期間内に終了しなかったとき。

(その他)

第14条 この要綱に定めのない事項は、網走市補助金等交付規則(昭和57年規則第18号)の規定によるものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市と事務局が協議の上、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月22日から施行し、令和7年9月1日から適用する。